

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和3年1月12日	有限会社エム運輸サービス(法人番号1160002008974) 代表者前川弘樹	滋賀県愛知郡愛荘町目加田2057番地	本社	滋賀県愛知郡愛荘町目加田2360番地	警告	道路運送法第27条第3項	令和2年11月18日、新規許可を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運送引受書の交付義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)乗務等の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第25条第1項、第2項、第4項)、(3)運行指示書の作成等義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第28条の2第1項)、(4)乗務員台帳の作成、備付け義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第37条第1項)	0	0
令和3年1月19日	有限会社野間観光(法人番号8140002061936) 代表者門脇敏一	兵庫県多可郡多可町八千代区中野間329番地の1	本社	兵庫県多可郡多可町八千代区下野間780番地の1	警告(処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法(以下「法」)第27条第3項	令和2年12月14日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務員台帳の作成、備付け義務違反【記載事項等の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第37条第1項)、(2)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)自動車に関する表示義務違反(法第95条)	49	1
令和3年1月19日	株式会社コミュニティタクシー(法人番号8200001022255) 代表者林戸達美	岐阜県多治見市大原町5-99-3	京田辺	京都府京田辺市松井宮田1	輸送施設の使用停止(80日車)	道路運送法(以下「法」)第9条の2第1項	令和2年6月30日及び同年7月20日、区域拡大を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反(法第9条の2第1項)、(2)運行管理者の選任違反【他の営業所の運行管理者又は補助者としての兼任】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第47条の9第1項)、(3)運送引受書の交付義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第7条の2第1項)	8	8